

第四十八回国会
衆議院
文教委員会
議録第九号

昭和四十年三月十七日(水曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 渡海 元三郎君

理事 上村千一郎君 理事 小澤佐重喜君

理事 南 好雄君 理事 八木 徹雄君

理事 二宮 武夫君 理事 三木 喜夫君

大石 八治君 理事 木村 武雄君

久野 忠治君 理事 熊谷 義雄君

谷川 和穂君 理事 床次 徳二君

中村庸一郎君 理事 橋本龍太郎君

松山千恵子君 理事 落合 寛茂君

川崎 寛治君 理事 高橋 重信君

前田榮之助君 理事 鈴木 一君

出席國務大臣

文部大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

文部政務次官 押谷 富三君

文部事務官 西田 剛君

(大臣官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

文部事務官 杉江 清君

(大学學術局長)

文部事務官 前田 充明君

(体育局長)

文部事務官 齋藤 正君

(文部事務官)

(管理局長)

委員外の出席者

専門員 田中 彰君

三月十六日

委員大石八治君辞任につき、その補欠として馬

場元治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員馬場元治君辞任につき、その補欠として大

石八治君が議長の指名で委員に選任された。

三月十五日

学校警備員の設置に関する法律案成立促進に關

する請願(受田新吉君紹介)(第一四二九号)

同(吉川兼光君紹介)(第一四三〇号)

同(二宮武夫君紹介)(第一四五五号)

同(西ヶ久保重光君紹介)(第一六七九号)

同(岡本隆一君紹介)(第一六八〇号)

同(前田榮之助君紹介)(第一六八一号)

学校給食法の一部を改正する法律案等成立促進

に関する請願(吉川兼光君紹介)(第一四三二号)

同(鈴木一君紹介)(第一四三二号)

同(二宮武夫君紹介)(第一四三八号)

高等学校父母負担の軽減等に関する請願(二宮

武夫君紹介)(第一四五四号)

同外一件(成田知巳君紹介)(第一七六五号)

教育予算確保に関する請願(二宮武夫君紹介)

(第一四五六号)

同(足鹿覺君紹介)(第一四九二号)

同(井伊誠一君紹介)(第一四九三三三)

同(井手以誠君紹介)(第一四九四四)

同(石田有全君紹介)(第一四九五五)

同(稻村隆一君紹介)(第一四九六六)

同(ト部政巳君紹介)(第一四九七七)

同(江田三郎君紹介)(第一四九八八)

同(小川三男君紹介)(第一四九九九)

同(大村邦夫君紹介)(第一五〇〇〇)

同(岡田春夫君紹介)(第一五〇〇一)

同(岡本隆一君紹介)(第一五〇〇二)

同(加藤清二君紹介)(第一五〇〇三)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一五〇〇四)

同(金丸徳重君紹介)(第一五〇〇五)

同(川俣清音君紹介)(第一五〇〇六)

同(久保三郎君紹介)(第一五〇〇七)

同(栗林三郎君紹介)(第一五〇〇八)

同(黒田壽男君紹介)(第一五〇九号)

同(五島虎雄君紹介)(第一五一〇号)

同(佐野憲治君紹介)(第一五一二一)

同(坂本泰良君紹介)(第一五一二二)

同(實川清之君紹介)(第一五一二三)

同(田中武夫君紹介)(第一五一四四)

同(千葉七郎君紹介)(第一五一五五)

同(辻原弘市君紹介)(第一五一六六)

同(堂森芳夫君紹介)(第一五一七七)

同(中井徳次郎君紹介)(第一五一八八)

同(中澤茂一君紹介)(第一五一九九)

同(中村重光君紹介)(第一五二〇〇)

同(永井勝次郎君紹介)(第一五二〇一)

同(西宮弘君紹介)(第一五二二二)

同(野口忠夫君紹介)(第一五二三三)

同(長谷川保君紹介)(第一五二四四)

同外二件(華山親義君紹介)(第一五二五五)

同(原茂君紹介)(第一五二六六)

同(日野吉夫君紹介)(第一五二七七)

同(平岡忠次郎君紹介)(第一五二八八)

同(細道兼光君紹介)(第一五二九九)

同外一件(前田榮之助君紹介)(第一五三〇〇)

同(松井誠吉君紹介)(第一五三一一)

同(松井誠君紹介)(第一五三二二)

同(松平忠久君紹介)(第一五三三三)

同(松原喜之次君紹介)(第一五三四四)

同(森義親君紹介)(第一五三五五)

同(八木一男君紹介)(第一五三六六)

同(八木昇君紹介)(第一五三七七)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第一五三八八)

同(山内広君紹介)(第一五三九九)

同(山口丈太郎君紹介)(第一五四〇〇)

同(山崎始男君紹介)(第一五四〇一)

同(山田耻目君紹介)(第一五四〇二)

同(山中日露史君紹介)(第一五四〇三)

同(吉村吉雄君紹介)(第一五四〇四)

同(和田博雄君紹介)(第一五四五五)

同(受田新吉君紹介)(第一七〇四四)

同(鈴木一君紹介)(第一七〇五五)

産業地公立義務教育諸学校の学級編制及び教職

員定数等に関する請願(二宮武夫君紹介)(第一

四五七五)

同(井伊誠一君紹介)(第一五六〇〇)

同(石田有全君紹介)(第一五六〇一)

同(石野久男君紹介)(第一五六〇二)

同(稻村隆一君紹介)(第一五六〇三)

同(ト部政巳君紹介)(第一五六〇四)

同(江田三郎君紹介)(第一五六〇五)

同(大村邦夫君紹介)(第一五六〇六)

同(岡良一君紹介)(第一五六〇七)

同(岡田春夫君紹介)(第一五六〇八)

同(岡本隆一君紹介)(第一五六〇九)

同(加藤清二君紹介)(第一五六一〇)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一五六一一)

同(金丸徳重君紹介)(第一五六一二)

同(川俣清音君紹介)(第一五六一三)

同(久保三郎君紹介)(第一五六一四)

同(栗林三郎君紹介)(第一五六一五)

同(黒田壽男君紹介)(第一五六一六)

同(佐野憲治君紹介)(第一五六一七)

同(坂本泰良君紹介)(第一五六一八)

同(田中織之進君紹介)(第一五六一九)

同(千葉七郎君紹介)(第一五六二〇)

同(辻原弘市君紹介)(第一五六二一)

同(堂森芳夫君紹介)(第一五六二二)

同(中井徳次郎君紹介)(第一五六二三)

同(中澤茂一君紹介)(第一五六二四)

同(中村重光君紹介)(第一五六二五)

同(永井勝次郎君紹介)(第一五六二六)

同(西宮弘君紹介)(第一五六二七)

同(長谷川保君紹介)(第一五六二八)

同外二件(華山親義君紹介)(第一五六二九)

—

のようにお考えになって、将来の体育というものに対する国民の考え方あるいは青少年の考え方というものを——すでにその方向は私はよくわかっているわけなんです、先般体育局長のほうからオリンピック映画につきまじりの意見が出ておりましたので、ちょっとそこから聞きしなければ、疑問が出てきたわけです。

○愛知国務大臣 東京オリンピックにつきましては、前々から申し上げておりますように、われわれとしても予想以上の成果をあげた、かように考えておるわけでございます。そしてこれをむしろ契機にし、スタートにして、今後国民の体位向上はもちろんでございますが、ことに若い人たちに伸び伸びとした精神を養っていくスタートにしたをい、かように考えまして、この成果というものをできるだけ長く後世にも残し、またいろいろの富味で心身ともに盛り上げて若い人たちのこれから教育に大いに参考にしていきたい、かように考えておる次第であります。

○三木(喜)委員 非常に抽象的なことばで表現があつたわけですが、一口に言つて大臣のお考えは、将来の体育振興に役立てたい、こういうことに尽きると思うのです。

そこで体育の振興、特にこの文教委員会を取り扱う場合は学校体育ということに限られるわけですから、私は学校体育の立場からお聞きしたいのですが、どのような方策を——選手だけつくつてみたつてだめなんです。全体の体育が振興しなければならぬ。それに対する方策としてのオリンピックをどう考えるか、これをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 まことに御説のとおりでございます。まして、選手だけを養成するのではなくて、広く深く国民全体の体位向上に役立てたい、かような考え方でございますが、特に学校教育のみならずたとえに残りました施設も広く国民的に大いに活用してまいりたい。また青少年については特にこういった施設を将来長く役立つようにしていきたいと考えておるわけでございます。具体的施策

につきましても、法律案あるいは予算案等におきましても、四十年にわたる計画をいたしてありますことは御承知いただいておりますかと思っております。

○三木(喜)委員 体育局長にお伺いしますが、一般的な体育振興ということは、これは仕事ですから、文部省としてはお考えになっておられるかと思っております。しかしながら、オリンピックを通じての一般体育振興の方策はどういう方策を考えておられますか。

○前田政府委員 オリンピックと直接関連しての学校体育振興ということですが、オリンピックというものは、御承知のとおり、もちろん体育でございます。これは最終的には国際平和、そういう問題もございますが、体育の立場から申しますと、やはりオリンピックで外国から世界的な選手が来る、そういうものを見ることによつて、あるいは新聞なりラジオなりテレビなり、そういうもので知ることによつて、また自分たちもこうなるやうという、いわゆる青少年の体力、体位、そういう意味での士気を鼓舞することができ、それに非常に役立つであらうということで、文部省としてはオリンピックに際しましては集団的な観覧をすすめたやうなわけでございます。

○三木(喜)委員 くだわるのではないのですけれども、どうもせっかく日本に世紀の大事事であるオリンピックを招致して、それが結果的に、文部省あたりはこれを検討して、どのように持つていくかという方策が立っていないならばならないのに、士気を鼓舞するということだけでは、私は意味がないと思つております。

そこで具体的に少し申し上げたいのですが、水連の方から、水泳の選手あたりはもう小学校くらいから養成せねばならぬという話が出てきておるし、体協のほうでは、学校対抗の試合は、いま次官通達によつて禁じられておつて、全然やれないけれども、オリンピックで陸上はかなり成績がよくなかったから、小学校から対抗競技をやつたらどうか、あるいは大臣談話あたりでも、そういう

ぐあいにするべきがよからう、こういうように簡単にその場その場でものを考えてもらつたら、私は困ると思つております。これにはこれのわけがあると思ひますし、それならそれでやる方策があると思ふのです。それを根本的にやらないで、長い間それを守つてきたのですから、朝令暮改ということでもないでしようけれども、またここで変えて、現場に混乱を起こさせるやうなことは困ると思ふので私はお聞きしているわけですが、ただあなたがオリンピックの映画に対して発言をされておつたことだけを私は取り上げておるのではありません。これは後に申し上げますけれども、根本的な方針をここで聞いておかなかつたら、何のためにオリンピックをやつたかわからないし、オリンピックの成果というものは現場に生きてこない。体育局長は士気を鼓舞することができると言われたけれども、士気を鼓舞するくらいのことではもうほとんどできておりますよ。根本的にどうするかということですが。

○前田政府委員 具体的な学校体育においての方策と申しますか、そういう点についてのお話でございます。それについて申し上げます。学校体育というのは、根本的に申しますと、学校体育というのは、もちろん選手を養成することではなくて、一般全体の体育を奨励するということにございまして。そこでそれをどうしてやるかという問題でございますが、それにはやはり正科の体育におきまして、従来どうしても施設設備ということが足りないとやうなことから、体育の時間中においての授業のしかたが、学科的と申しますか、そういう面に流れるきらいがございました。したがつて、そういう点をどうするかという問題は、何としても施設設備をよくしなくてはならぬ、これが第一の問題だと思ひます。同時に、今度は、先生の質の問題と申しますか、指導力の問題と思ふのでございます。そういう問題につきましても、現在も現職教育をやっておりますが、これをさらに将来は拡充をする、そういうことだと思ひます。その次に問題になりますことは、正科の時間の

みならず、いわゆるクラブ活動と申しますか、そういう問題があると思ふのですが、クラブ活動の問題につきましても、これはもちろん従来にも増してやるやうに、振興について教育委員会の格段の努力をお願いするとともに、さらにクラブ活動の落ちこぼれと申しますか、そういうものは相当数があつて、それがなかなか体育をやる機会がない、こういう問題があると思ひます。それにつきましては、いま体育協会が中心になりましてスポーツ少年団の組織化をはかつております。これには文部省といたしましてはただ応援をいたしまして、そのスポーツ少年団がさらに充實をされて、いわゆるクラブ活動の落ちこぼれの生徒児童に体育をやらせる機会を与えたい、かように考えております。

それから対策競技の問題がございましたので、一言申し上げたいのですが、実は新聞等にも私の談話が出たのでございますが、オリンピックで水泳が負けて、その翌日、文部省が対外競技について取り締まっておるから負けたのだというお話がございました。私は、水泳が負けたというところがすでにわかつておるのだつたら、いままでにおいてももっと考究すべき問題であつたし、今後においてもそれは考えられると思ふのですが、オリンピックにおいて水泳が負けた話につきましては、これはもっと原因を追及しまして、それに対する対策を立てて、それからこの対外競技の問題にするならわかるのでございますが、水泳が負けた翌日に直ちにそういうことが言えるのかどうか、私ははなはだ疑問に思つております。そういうことが新聞に載りまして、一時はいろいろ問題も出たのでございますが、各方面の意見は、現在におきましては、対外競技をゆるめたら直ちに水泳が盛んになり、日本じゅうの子供が泳ぐやうになるというやうなことは考えられないのじやないかということがあります。また大臣の談話で、この対外競技の基準については弾力的に運営をするということも申し上げたこともございます。それは、この基準をたてにとつて、場合によつてはか

えつて逆に、やらないための理由にするやうな場合が地方の中にはないでもないやうなお話も伺ひまして、そういうことを言われたものと思ふのでございますが、対外競技の基準をよく教育委員会が読んでいただければ、決してそういう金縛りでもできないやうなやうなことはではないと思ふのでございます。したがつて、これを十分によく読んで正しく解釈していただければ、子供の試合等についても相当にできる範囲のものがあると思ひます。

○三木(喜)委員 どうも一般的な話になつて、特別な話としては対外的な競技の問題に入りましたので、私はそれが聞きたかつたわけでありまして、要するにオリンピックとそれから体育振興という二つを結びたかつたわけですが、どういふことをします、どういふことをしますかという体育の一般的なやり方は立てられておるでしようし、各地でもみな立てております。学校でも立てております。これを聞くのでなくて、対外試合をやらなかつたから負けたという、こういうやうな率直な意見がオリンピック終了後に出ましたね。そこであなたはそういう見解を述べられた。これはけっこうだと思ふのです。こういうやうにオリンピックと関係してひとつ話をしほつて答弁してもらいたいと思ふのです。

そこであなたは、この対外競技の基準を見れば金縛りのものでないからやれるのだということですね。そうすると、まあ中学校はやつておられます。小学校の問題です。小学校くらいからやつておらなかつたから——現実の話としてはオリンピックの選手を見ても、アメリカあたりはもう中学生、高校生くらいの子が出てきて、そしてあのすばらしい記録を立てたのでしよう。だからそういう目的に考えれば、私はそれにはちよつと問題があるのですけれども、話の順序として、小学校くらいから対外競技をやつておいて、わざと競うておかなければいかぬ、とこういう立場をとつてああいう発言があつたのだらうと思ふのです。そうじやないですか。私はそうだと思うのです。だから

ら、小学校も、あなたはこの基準は金縛りのものでないからできる、こういう解釈ですか。これからやれるのですか。

○愛知国務大臣 ただいま体育局長から答えをしたことで尽きています。私に思いますが、私に思いますが、ただいまも体育局長が申しましたとおり、あの当時特に水連等から申し入れがございました。これは事実なんでありまして、しかし結論として、いま文部省としては小学校の水泳の対抗試合を、前の文部次官通牒を直して特に修正する必要がある、かような結論でございます。負けたから小学校の対抗試合を水泳でも認めるといふような考えはございません。

○三木(喜)委員 局長のほうはどうですか。これで対抗試合はできるのですか。いままでも金縛りでないからやっているということですか。

○前田政府委員 小学校については、「小学校では対外競技は行なわないものとするが、親睦を目的とする隣接学校間の連合運動会は行なってもさしつかえない。」と書いてございます。いわゆる対外競技ということばの問題もあると思うのでございますが、対外競技というものを、国際オリンピック大会において行なうように、五十三秒四とか十三秒五を競ってやるような対外競技をこれは意味していると思うのですが、そういうような競技でなくて、親睦を目的とするような隣接学校間の連合運動会はやってもよい。連合運動会というのはパン食い競争ばかりをさす必要はないのであって、秋の運動会であれば百メートルのかけっこをしてもよろしいし、それから夏の連合運動会でしたらプールで泳いで競争してもよろしい。ただそれを極度にオリンピックの対外競技のような仕組みで考えられてやれば、これは小学校の子供——小学校と申ししても一年生まで小学校でございまして、あるいは三年生といつてもいいかもしれません、そういう者にまできつい試合をやらして、そのために非常な練習をやらせるといふことは、かえって子供の心身発達に弊害があるのではないか。それがこの対外競技の基準の出した

根本的な原因ではないかと思っておりますが、そういう意味から申しまして問題がある。しかし、一等賞はこの子供である、二等賞はこの子供であるというふうなことは、この運動会だつてできることではないかと私は思っております。したがって私は、金縛りというふうではございませんと申し上げた次第であります。

○三木(喜)委員 とにかく体育振興あるいは親善、こういうことならいいのであって、これで文部省の考え方ははっきりしました。しかしながら陸連、体協、水連の言っておることは、いまあなたに言われるように、とにかく一秒を争うようなことを小学校の間からやらせておかないから、ああいうぶざまな負け方をしたのだということですね。そうですね。だがそういうものはやらさないわけですね。そういう一秒を争うような競技の場にほり込んでいくというふうなことは文部省としては絶対にやらせない、こういう態度ですね。

○前田政府委員 いまの水泳のお話もございまして、水連の方とも私は何度も話をいたしておりました。古橋さんのごときは、アメリカでも初めからこの子は自由型であつて、自由型の短距離をやらせるなんていうのは絶対にない、最初は個人メドレー、自由型それから背泳、プレストというふうないわゆる個人メドレー式などの泳ぎをやらせるのが当然であつて、小学校の子供のころから特殊な競技に専念させて、それで競争させるようなことはしないということを言っております。古橋さん自身、私もそうすべきであるということ強く主張されております。したがって、水連で言っておるということばもこれはいろいろの意味がございまして、一がいに、先ほど来のお話のような、一秒の十分の一を争うような競技をやるといふことを主張しておる人が全部ということとは言えないのではないかとこのうに私は受け取っております。

○三木(喜)委員 私は文部省が考えておられるその態度がいいと思います。そこで、オリンピックというものは、日本国民として考えた場合、われ

われが負けたということについては残念に思いますが、私も残念に思います。そこであなたは、どこに負けた原因があるかということを追及されておることと思います。それによって足らざることを補わなければならない。そこでどういふ点が原因であるかということをもひとつ文部省としてオリンピックを通じて——体育の一般的な話はいとして、一方で競技をやれやれと言っているが、それはだめだと言っているのだから、この方法でやりますという方法をわれわれとしては立てなければならぬ。あなたとしても考えなければならぬ。いまのお話の中で一つだけ出たのですが、こういうことはあとで記録に残りますから間違いないだろうと思ひますが、体育が学科のほうに流れた、こうおっしゃる。私はそう聞いたのです。体育の時間が学科のほうに流れておる。私もその弊害を一つ思っているわけですが、オリンピック競技に負けたほかの原因をあげてみてください。

○前田政府委員 最初に、学科に流れたという言ひ方が誤解をもし招くといけませんので、ちょっとお断りしたいのですが、学科に流れたという言ひは、他の学科に体育の科目が流れたという意味ではなくて、体育の学科のやり方がいわゆる知的と申しますか、そういう点などに流れやすいといふふうに思っておりますので、そこら辺をひとつお含みいただきたいと思ひますが、オリンピックに負けた原因がどこにあるかということ、これはなかなかむずかしい問題で、各競技それぞれ違ふようございまして、私は、体協の幹部なり各体育団体とそういう点については常に交わっている話をしておるわけでありまして、根本的に全体を通じて言えることばは、日本人の基礎体力が足りないといふことが基本的な問題であり、それと関連して、いわゆる層が薄い、やる人の数が少ないといふこと、その二つがすべてに共通した問題点と申しますか、理由の一つである、そういうふうには言えるのではないかと思っております。

○三木(喜)委員 それなら、体育というものが学

科のほうに流れたということは、体育的な知識の問題が主体になつてきた、こういうふうにおっしゃって、実技的な体育をやりとやらないでいる。そういうふうには偏重していった、こういうふうには言われましたが、その原因はどこにあるかという、私は、やはり体育の試験を、実技をやらさなく、入学試験に学科の試験で体育が足りるというふうなことになる傾向があるのだと思ひます。これは入学試験からきておるのだと思ひます。そういうふうにお考えになりませんか。それは体育の理屈も知らなければならぬ。ただ実技だけではこれはいけませんから、両方並んでやらなければならぬのですけれども、一方知的に片寄せた、こういうふうには言われるわけなんですか。

○前田政府委員 知的に流れたということでございますが、その問題は、これは文部省として大いにやらなくちゃならぬことでございますが、試験という問題も一つの原因でございまして、思ひますし、なおまた、先生の考え方と申しますか、そういう点も一つの問題であるかと私は思ひます。これはやはり私は全部確実に調べたわけではございませんので、こういう理由でそうなんだらうといふことを申し上げかねますが、しかし現実としてそういうようなことをあげられて、一般的によく言われておる問題でございまして。

○三木(喜)委員 大臣、ひとつ地元の問題でも調べてもらいたいと思ひます。私は現実に三十何年小学校の教師をやつてきて、いまから二十年、三十年前は、海岸の近くでしたから、子供とともに夏は特に水泳の練習期間といひますか、合宿じゃなくて、短縮授業になったときに、子供を連れて行ってどんどん泳いだもんなんです。だから六年生ともなれば、金づちの子供はなかった。もうほとんど全部泳いだのですよ。いま小学校の六年生の子供で、実際泳げる者は何ぼあるか。私は、この間修学旅行に來ておりましたので、中学校の子供をつかまえて聞いてみた。君、十メートル泳げるかどうかと聞いてみた。君、十メートルは泳げない。何という情けないことになったんで

しょうね。それは自然から離れ、人間が文明的になったのかもしれない。それだけ利口になったのかもしれないけれども、オリンピックに負けるところの根本原因がそこにある。泳げないのですよ。こういう状況の中に置いておるということが一つ。それからもう一つ、鍛錬主義というのは悪いかもしれないけれども、千メートル、二千メートル、三千メートルくらいですね。子供をどんどん遠泳をやらした。それでも平気だったんですよ。六年生ぐらいの子供——高等はありまして、いまでいったら、中学一、二年からどんどん泳いだ、私はその当時、はち巻きに線をつけた。千泳げば黒い線が一本。二千泳げば二本。三千泳げば三本というふうにしてやったもんです。そういうことで子供がやっていて、体力が増強できますし、泳ぐということそれ自体でも、みんな自分でこなしているわけなんです。いまはそういうものがないのですよ。それは体育局長がいま言われた中に問題があると思うのです。非常に答えをばかして、すっきり言われなかった。一方からは、大抵競技をやらぬからこんなことになったんだ。もうオリンピックの済んだ当時にそう言われたでしょう。私はあれに反感を感じておりました。もっと根本的なことをやらぬでいて、根本的なところに問題があるにもかかわらず、それを放置しておいて、という考えは持っておりまして、いつかこの話を私はしたかったのですが、いま体育局長が言われた知的に流れる傾向がある、こういうことなんです。傾向どころじゃないですよ。もう入学試験に間に合わせるためにやるのですよ。

育的に考えた。その教育のあり方というところにひとつ問題を合わせて考えてもらいたと思うのです。局長よろしいか、あなた責任を持ってこれに答弁してください。

それからもう一つは、なるほど私はいまから十年、二十年前に海で泳ぎました。その海に行ってみました。あれではとても泳げませんね。公害で茶色の水が流れ込んでいていから、あんな中へ子供をつけたらたいへんなことですよ。硫酸や塩酸やそういう廃棄されたところの工場の廃液が流れてきていますから、問題です。そこでオリンピックの二、三年前から、プールをつくることに文部省は力を入れた。これもけっこうです。一つの方法だと思えますけれども、二年や三年じゃ間に合わなかったわけですから、水泳一つ見ましても、そこで私は意見も交えますけれども、これは厚生省もやりやりますけれども、文部省が力を入れていたことは、自由に子供が遊べる公園ですね。これを建設省と力を合わせてやってもいい。建設省は公園住宅の建ったところ、何ぼかの人口によって公園をつくらなければならぬ。こういう立場からやって、子供の体育とか、あるいは遊びとかいうものを指導するといふ考え方はやっていません。その地方の一般人のことも考え、あるいは空気だとか、衛生とか保健とかいふことを考えてやるわけですね。教育的な立場ではないのです。文部省は教育的な立場でプールをつくることもけっこうですけれども、私は公園に力を入れて考えてもらいたいのが一つ。

もう一つ大きな問題は、各県に一つずつくらい自然の海水で、各校がそこへ行けば自由に泳げるという自然公園のようなもの、しかもそこで水泳ができる——プールじゃないですよ。水泳ができるようなものを各県に一つずつくらいつくる。高度経済成長政策をとって産業基盤を育成して、日本の産業を盛んにするといふ考え方が国の大きな方針としてある一方、子供が公害を受けて、そうしておくれているところの体育といふものを、どこでとり返すかという場所くらい文部省は率先してやっていいではないかと思うのです。そういうところを一つつくってもらいた。あなたのおっしゃった教育が偏重しておる問題も考える。しかしながら子供が自由に泳げる、自然性を取り返す、自然に返る、そういう場所をどこで取り返すかというところを、工業国として、あるいは高度経済成長政策の中でだんだん押し込められてしまっている現実を見たときに、抜本的な思い切った、こういう政策を私はとるべきではないかと思うのですが、これは大臣にもお聞きしておきたいし、体育局長にもお聞きしておきたい。どうですか。

愛知国務大臣 御趣旨におきましては、私も全く私も御同感でございます。いま四十年度の当面のところといたしまして、いろいろの措置を講じておりますが、ただいまお述べになりましたようなことは十分考慮に入れます。今後の計画を進めたいと思っております。

前田政府委員 いま大臣のおっしゃった御趣旨に沿いまして、具体的な措置は、ただいま保健体育審議会におきましても同じような問題をやっておりますので、そういう意見も十分聞きまして努力いたしたいと思っております。

三木(喜)委員 私は大臣のお考えになっておるのは、体育だけでなく青少年の非行の問題も込めてのお考えで言われておると思うのですが、とにかく最近の子供を見ても、私は学校におった当時かと思つていたのですが、特にひどくなってきました。これはかきつ子といふのです。家庭へ帰りましたも親がいない子供があるのです。私は千二百ほどの学校でしたけれども、かきつ子が五百人ほどおりました。それらが全部とはいいませんけれども、帰りましたからよくない遊びをやるわけなんです。たとえて申しますと、瀬戸内海の沿岸ですから建設工事がどんどん行なわれております。トロッコというのでしよう、ああいうものを押して行くのです。そして工事が終わって、子供がそれに乗ったりしたらいかぬということ

で、よそののけてひっくり返しているわけなんです。それをもう一べん起こしてきて、そして断崖のところへ押し込んで落としてしまつて、今度上げるときにはたいへん困るということでは苦情を受けたわけです。それをストップさせて、そんなことをするな、するなといつて禁止することはやさいのです。しかしやりつけることもやさいのです。しかしそれにかわる遊びを与えなければいかぬと思つて、私はかきつ子を放課後残して、そして何がいか。運動場の非常にあたるところがありましてから、そこにローラースケート場をつくつて、そして先生がかわりあつて、学年は六年生ありますから、一週間に一日ずつそういうローラースケートをやって、道でやらぬようにするスケート場をつくつて、先生が当番でそれを番して、それらの子供を見ておる。あとの五学級は、宿題があります。ううううううにしていけば、そういう悪い遊びになじまないで済むのじゃないかということを考えて、それを実行しかけた。それで国会に出てしまいましたが、非行青少年の問題なんかも、そういう補導の問題と遊び場の問題と、自然に帰えさぬからです。こういうことを含めて、あなたが大臣をやつておられる期間はどうかかわりませんけれども、それはそれとして考えてもらいたと思つたのです。これはいまからあなたがやられるならそれはけっこうです。大いに私はやってもらいたと思つておる。次は大臣はそれの次に受けて、また一つよく腹をきめてもらいたと思つたのです。ただ一片の答弁だけでなくですね。

それからその次、オリンピックの映画の問題です。この映画は国威宣揚のためにつくつたものでもなければ、商売用のためにつくつたものでもないと思うのです。市川さんがこれは芸術的な映画をつくるという意欲もあつて多少芸術的なものたかもしません。だからといって、せっかつくつたものを、体育局長がこんなものは小学校に

で、よそののけてひっくり返しているわけなんです。それをもう一べん起こしてきて、そして断崖のところへ押し込んで落としてしまつて、今度上げるときにはたいへん困るということでは苦情を受けたわけです。それをストップさせて、そんなことをするな、するなといつて禁止することはやさいのです。しかしやりつけることもやさいのです。しかしそれにかわる遊びを与えなければいかぬと思つて、私はかきつ子を放課後残して、そして何がいか。運動場の非常にあたるところがありましてから、そこにローラースケート場をつくつて、そして先生がかわりあつて、学年は六年生ありますから、一週間に一日ずつそういうローラースケートをやって、道でやらぬようにするスケート場をつくつて、先生が当番でそれを番して、それらの子供を見ておる。あとの五学級は、宿題があります。ううううううにしていけば、そういう悪い遊びになじまないで済むのじゃないかということを考えて、それを実行しかけた。それで国会に出てしまいましたが、非行青少年の問題なんかも、そういう補導の問題と遊び場の問題と、自然に帰えさぬからです。こういうことを含めて、あなたが大臣をやつておられる期間はどうかかわりませんけれども、それはそれとして考えてもらいたと思つたのです。これはいまからあなたがやられるならそれはけっこうです。大いに私はやってもらいたと思つておる。次は大臣はそれの次に受けて、また一つよく腹をきめてもらいたと思つたのです。ただ一片の答弁だけでなくですね。

見せるべきではない、むしろかしい——あなたが言わなくても先生は見たらそれは解釈しますよ。なぜこんなことを言われるのですか。あのオリンピックの映画なんかそれを大いに体育を振興するということに使うところを大事なのに、あなたはこれを見せないほうがよいというようなことを地方の教育委員会に言われておる。河野さんがあんなことを言ったということ、かなりセンセーショナルを起こしておりますが、そこへしり馬に乗るようにして、なぜ文部省がそんなことを言わなければならぬのですか。オリンピックと国民体育ということをおなただけの方で考えておられる、ここのおっしゃるのですが、ああいう通達というのですか、ああいうものを出されておるのは何ですか、そのお考えをひとつ聞きたい。

○愛知国務大臣 私から御答弁を申し上げたほうが適切かと思っておりますので申し上げますが、オリンピック映画というものは、そもそものいわゆるドキュメンタリーでも申しましようか、客観的なものであつて、そしてあの世紀の祭典というふうな、ただいまお話がございましたが、それをすなおに伝えるものであつてほしいと私も考えておつたわけでございます。そしてそういうものができるであらうことを期待して、あらかじめ今年の一月に体育局長から都道府県の教育委員会等にも、これは委託状でございます。委託状を出しまして、実は私もそういうものであることを期待しながら、たとえばできれば小学校の児童あたりに無料で見せるといふくらいにまで、積極的に考えておつたわけでございます。ところででき上がりましたものについては、御承知のようにいろいろの世評もございまして、それから私自身も十日の日に見たわけでございますが、いわゆる客観的なすなおに実情をとらえるということとはだいぶ違ひまして、相当主観的な、これは芸術映画としては高く評価されてしかるべきかと思ひますけれども、私としては、すなおな、いわゆるドキュメンタリーとして大いに推奨したいと思つていた気持から申しますと、率直に申しますが、実はディスア

ポインティングと申しますか、私としてはがっかりしたわけでありまして。したがって同時にまた組織委員会においても、いろいろの世評にもかかわらず、I O C に対して提供する映画をつくり直さう、あるいはいわゆるドキュメンタリーとしてのものを別個につくつたほうがいいではないかという説も出てきておりますし、そういうことになるのではないかと思ひますので、前に体育局長名で出した委託状につけて補足的に文部省でこれを積極的に御推薦するというわけにはいかない。それから別に記録映画というものが追つてできるはずであるからということをおししたのでございます。いまして、これを見てはいけなかつたか、小学生に適當ではないのかというような措置をとつたわけではございません。

○三木(喜)委員 体育局長はどういう通達を出したのですか。

○前田政府委員 大臣のいまお話になりましたとおりでございますが、新聞は各社の新聞がそれぞれいろいろな言い方をしているようでございまして、私は小学校の下級学年では少しむずかしいじゃないかというところは申し上げたのですが、これは見るべからずというように私は申し上げてないというところを、特に言っている新聞もございまして、見るなというようにおししているつもりはありません。

○三木(喜)委員 新聞はどういうふうなものでないのです。あなたはそういう通達を出したのですか、談話を発表したのですか、それだけ言つてください。

○前田政府委員 昨月談話は発表しております。ただきのう大臣のお話でございました。あとで、記者クラブからちょっと説明してくれぬかどうかというお話がありましたもので、記録映画についていままでの作製に關する経過を申しまして、大臣のお話になったこと、私、直接大臣から伺つておりませんので、ふえんすることは差し控えました。したがって私の単なる想像になるようなことは一部申しましたが、それは何と申し

ますか、いわゆるいままでの経過との関連に對しての説明をいたしたわけでございます。

○三木(喜)委員 どのいおっしゃつたのですか。一部想像になるかもしれないと私は言ひましたと、そういうことをおっしゃつたのですか。

○前田政府委員 大臣の記者会見があつたわけでありまして、その記者会見でお話しになったことを、新聞記者のほうから、文部省推薦でないといううなことはどういふことかと、それから主として一月二十六日に私のほうで出した通達との関係はどういふふうになるのであらうかといううなことを聞きまして、私は一月二十六日の通達の説明をし、それから今度通達を出すか出さぬか、こういう話でございまして、それは大臣の御意見も伺つて、これからよく研究する。そういうことを話しまして、雑誌の中に、たとえば、あの映画はむずかしいんじゃないだらうかとかいふような話もございまして、私も低学年の子供では理解しにくいようなところがあるんあるという立場での話はいたしました。

○三木(喜)委員 すんなりとひとつ言うてください。さっきの通達はどんな通達を出されたかと私は聞いておるのに、あなたはさうと長いこと持つて回つて、返事に何にもなっていないのです。どんな通達を出したか、それを聞いて、その次は、あなたは具体的に、いまおっしゃつたように、これは低学年にはむずかしいんじゃないか、さういふぐあいに二回目の談話をした、こういうことでした。一回目はどういふことですか。

○前田政府委員 組織委員会におきましてこの映画はつくつたわけでございますが、三十七年以来の、組織委員会がこの記録映画をつくる今日までの経過についてお話をいたしました。それから文部省から出した通達の説明をいたしました。

○三木(喜)委員 どういう通達を出したのですか、それを言うてください。

○前田政府委員 これは要約して申しますと、オリンピックが済んで、近くその記録映画ができることになった、これに對して、まあたいへん有意

義なことと思ひますので、団体観覧の便宜をおはかりいたします、ということをおし、その団体観覧の内容は、観覧させる対象は小、中学校、高等学校、それから養護学校等でございます。それから料金は五十円以内ということであつて、当初一月二十六日に申しましたが、その後において、先ほど文部大臣が申し上げましたように、できるだけ安くというところで四十円にいたしました。これはまあ会社との折衝の結果四十円になったのでございまして。高等学校は八十円、そういう内容のものでございまして。

○三木(喜)委員 そこが私は問題だと思ひます。それくらいまで太鼓をたたいておいて、その内容を知らなかつたのですか。組織委員会が三十七年以來この問題をやっておる。いま、あのオリンピック映画はあなたの方の御希望によつて急遽だぶん編成がえをやりようですね。私は、これはどうなるのか、各映画館ではかなり宣伝しておりますし、時間的に間に合ふのかどうか心配しておりますが、私は会社側でも何でもありません、だれかと言つたのでもありませんが、あなたの談話を新聞でみて、これはたいへんなことだ、オリンピックをあのくらいあなた方は望まれて、その準備を整えられて、そして今日そのできた映画の身を知らなかつた。一方で団体割引料まできめて、望ましいことだという通知を出しておいて——それは大臣が言われたように、中身は期待はずれだとしておられますが、私は私に思ひます。私は十日に見て、私は私なりにあれはよかつたと思つておるのですけれども、それだけに私はちよつと文句言いたいわけなんです。それでとにかく大臣のおっしゃつたように、できておるものはいけなかつたということで、前のことを取り消したということになれば、オリンピックというものに対するところの取り組み方が、その後において全然それは見もせず、意見も言わぬと、さうしてできたものはだめだからと、こういうことでは、私は文部省としては無責任じゃないかと思ひます。そういう通知まで出しておい

て、これはふざまな話ですよ。

そこで、それはいたし方がないとして、さてあの問題ですが、体育振興の特別委員会がありますので、そこでも話が出るだろうと思えますけれども、この問題としては、文部省として事前にいろいろオリビックの問題で、われわれ委員会のほうにいろいろお話もありました。あるいは協力させたいということでも予算の面からいろいろ協力させられた。私は世紀の祭典だということでも、これは大いに国をあげてやらなければならぬと思つて、私は私なりに取り組んでおたわけです。しかしながら、その後は特別委員会がありましたから、それから取り組みました。しかしその後オリビックが済んだら、ことしの委員会はこれは初めての委員会ですよ。オリビックのオの字も言わないじゃないですか。何々に使いますところの施設だけを私たちがもらいました、これをどうにかしていただきたいという話だけであつて、教育的にオリビックというものを評価し、体育的にオリビックというものを考えるなら、こういうふざまなことは、オリビックのアフターケアといひますか、そういうものに対する取り組み方が足らないと思うのです。ひいては国民体育といひながら、小学校、中学校の体育の振興の方法を体育協や水連から突っ込まれるだけ突っ込まれておつて、それを防衛しただけで、それをどうして打開するかという打開策もないじゃないですか。それで体育の責任にある立場だと私は言えぬと思うのです。国会に對ししても何にもオリビックの話がないのです。ただ外部の新聞社に對してはあんなことだけほんぽん話をし、しかもふざまなやり方じゃないですか、四十円というのをきめておいて、その結果、また取り消しました——これは大臣が言われるような立場もあります。これは見方があるのですから。記録映画のでなかつた、それならなせ三十七年からこつち、あなた方は意見を言つて——文部省の意見をもう少し強く反映してもらわなかつたら、だんだん子供は公害の中から体育的にも教育的にも片すみへ押しやら

れてしまふわけなんです。青少年のうちで犯罪青少年が三十六年は三十一万、その次は三十二万、三十三万になつて、そして非行青少年は二百万になつたのです。二十万の中の十分の一が非行青少年です。うちの子供だけはそんなことはありませんが、うちの子供だけはという間に、みな病氣にかかつてしまふわけなんです。それは体育的にもかかつてしまふわけなんです。それは教育的にも子供の広場がなくなつていきよるからですよ。公害にどんどん押し寄せられてしまつて、テレビにでもかじりついておらなかつたら、あぶのうて外へも出られない。一方試験勉強を子供に押しつけるから、みないじけてしまふわけなんです。それでどこを走らなかつた者は劣等感を持つて非行のほうに走る。それは原因はいろいろあるのではありません。家庭にもあり、社会にもあり、不良文化財にもあり、おとなの生活のやり方にもあるでしょう。あるいは役人の汚職にもあるでしょう。いろんな方面にあるでしょうけれども、教育的に真剣に取り組んだら、私はそういうものではないと思うのです。体育局長、どうですか。私は大臣をかばうわけじゃありませんけれども、大臣は文部大臣となつて目も浅いんです、しかし体育局長としては、子供を守るという立場から、腹をきめてやつてもらわなければ困ると思うのです。それが大臣に反映するのです。ただセンターをもらいましたからよろしい、こんな法律案だけ出してきつた、こんなものはありませんよ。私はそういう意味合ひで、技業の問題に走り過ぎておると思うのです。どうですか、体育局長。

○愛知国務大臣 私からお答えいたします。

まずこの具体的なオリビック映画の問題につきましては、先ほどから率直に私申し上げておるのではありませんが、要するに客観的な、いわゆるドキュメンタリーな映画ができることを期待したわけでございます。私はすなおにそういう気持ちで、ある意味においては早手回しに一月に都道府県の教育委員会に御依頼をいたしましたことも十分承知の上でございます。ところができたものを

見まして、これは見る人によつていろいろな評価があるうと思ひますけれども、ただで見せたい。

それから特に十六ミリに複製をして、そうしてたの放送、テレビも見られなかつた子供さんがある。そのためにわざわざ先生が見れるところへ出かけていって、見て、その感激を子供たちに伝えたというふうなことも私は直接に聞いておりますので、せめて十六ミリの複製をつくつて、もう津々浦々の子供たちにただで見せたい、こういう意欲を持っておつたわけでございますが、そのときの前提としては、この映画というものが、私のいわゆる客観的なドキュメンタリーであるのだからということとを一人きりしておりましたことについては、私にも大いに責任があると思ひます。したがつて今回こういふような映画を見られることは大いにけっこうでございます。しかし文部省が特に推奨をして、そうして子供たちを総動員してというところは、率直に教育委員会にもできるだけすみやかにわれわれの意図というものを通達すべきである、私としてはそのまゝの気持ちで、一月の体育局長名の依頼状を修正というわけではございませんが、こういった成り行きになつておる。それから組織委員会においてもドキュメンタリーなものを別個につくる。場合によつてはそつちのほうをIOCにも提供するのだというふうな議が持ち上がったおりましたから、そのことも念のためにあるのまゝを御通知することが正直な率直な態度であると思ひましたので、さような措置をとりましたわけでありまして、これは体育局長の責任ではございませんで、私のそういうとりました態度で、これにも御批判がたくさんあるということをお承知しておりますけれども、私は以上申し上げたような考え方でこういう措置をとつたわけでございます。

○三木委員 あつた質問がありますから、私はこの質問だけで終えて、まだ午後も続行されるようですから、午後この問題を討議いたしますし

う。

文部省推薦としてどうしようとおつしやられますが、過去の文部省推薦がどんなものであつたかというところ、それからそういうような措置までとつておいて、それをとめたことは——私は東宝が大映かどこか知りません。東宝だつたと思うのですが、その会社は関係ない。しかしながら会社そのういう企業として経営する立場としては、あんなことをやられたらこれはつや消しですよ。また逆にいえば、それでまた行く人もあるかもしれませぬ。しかしながら文部省としておよそとるべき態度じゃないですね。そういうことをやつておいて、そういうことをすすめておいて、そうしてあとでだめだ。それも河野オリビック担当相、現在の無住所相ですか、あの実力者があつた発表をしなければいけません。発表したこと、またあの人はなかなか強引で個性も強い、考えもしつかりしてありますから、それはそれなりに考えはある。その意見も聞いてみたいと私は思ひます。が、しかしながら文部省は教育的に取扱いのだから、河野さんのような、あれは政治的な発言もあると思うのです。そういう立場と違つて文部省推薦という考え方でいくのにはどうするか、過去の文部省推薦はどんなものであつたか、そしてそれがどう影響を及ぼすか、考えていただきたいと思ひます。私はあの中身を見てもいいました。が、体育局長あれを見ましたか。見ての御判断ですか。午後そのどことが悪いかといいことを聞きましよう。そういう問題はもっと分析してやつてもらわなかつたら、営業的にもつと分析してやつても、二時半からやるそうですからそのときにひとつ質問を続けたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 ちょっと関連して……。文部大臣が記録性がない、こういうことで、すでに試写会がわれわれが見た東京オリビックという映画が不適当だ、こういう御判断のようであります。ただいま三木委員からも言われましたように、このことの経過には、やはり実力者の河野前オリ

ビック担当大臣が發言をして変更になっておる、その過程がきわめて不愉快であります。また問題の本質をかえつてゆがめてしまふのではない、か、こういう意味で、せつかくのオリソビックにとつても大きな汚点を残すと思ひます。それだけに、文部省としてはこの際定見を持つて事に処して、もたねなければならぬわけでありすが、私は戦争中高等学校の学生として「民族の祭典」あるいは「美の祭典」等も見て、今回の東京オリソビックと比較して見るわけでありすが、今回の市川崑監督の東京オリソビックが、当初の平和を追求しよう、さらにはそれでは抽象的過ぎるので人間を追求しようということを描かれておるわけでありすが、どこにも創作はないわけでありまして、すべて今回のオリソビックの事実をつなぎ合せてでき上がったものであります。そういう意味で、あの人間を追求しておる姿勢それ自体に問題があるのかどうか、まず文部大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 そうなると芸術観の議論になるような気がいたしますので、私はそれにはあえてお答えしないことが適當かと思ひます。しかし私は先ほど来率直に申し上げておりますように、だれがどう言うか、これがどう言うかということとは別に、私としては先ほど申しましたように、客観的ないわゆるドキュメンタリーであることだろうという期待を持ったわけでございます。そういう期待から申しますれば、一番最初からオリソビックにはあまり関係もなさそうなのが登場してくるというようなことから、私としては抵抗を感じざるを得なかつたということを申し上げたいと思ひます。しかしこれは見るなと言つたりあるいはこれを差しとめたと言つてゐることは毛頭ございせん。積極的に御推奨するほどのことはない、ことにいわんや記録映画というものは別につくられるということでありすが、そのことを念のために申し添えるということは、私のとるべき當然の措置ではないかと考へてゐるわけでありすが、

○川崎(寛)委員 価値観については避けよう、こういうことでありますので、大臣自身が避けられれば当然これは平行線になりますので、その点にはなかなか議論が進まないわけでありすが、それども、ただ民族の祭典等をいま振り返つて見ますと、き、ヒットラーがナチドイツを強調するその姿勢というものが非常にあらはれておつたわけでありすが、記録性という形の中で、私はいま強い発言がなされて変えられていくというその方向にきわめて不自然なものを予想せざるを得ないわけでありすが、でありますから、そういった点については、これは私は要望で終わりますが、人間性を追求した市川監督のその姿勢は私は正しい、またその点を大いに進められなければならないと思ひますし、そういう意味においては決してオリソビックを少しも冒瀟もゆがめもしない、こういうふうな確信をいたします。そういう意味で、あの「民族の祭典」のような国家を強調し、民族意識をただあおるというふうな方向に持つていかれないように、すなおな姿勢で出してもらいますように、文部省としても、その点については十分に今回の編集については、あとになつてどうこうという指摘を受けたいように、定見を持つて臨んでもらひますことを一言お願いしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 それは先ほど来申し上げておりますことと御理解いただけるかと思ひますけれども、全くその点は御同感でございます。私は「民族の祭典」とかなんとかいうような、何か積極的な意図というものは、よかれあしかれ出ないで、純粋な客観的なものであつてほしい、こういうふうな考へてゐるわけでございます。

○渡海委員 落合寛茂君。

○落合委員 私、ちょうど大臣がお見えになつておりますから、いい機会ですから、筑波山ろくの研究学園都市の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

先ごろ大臣がテレビにお出になりまして、そのときのお話に、筑波研究都市問題について言及さ

されまして、たいへん進行状態もよく、また成果があがつておるやうに伺つたわけでありすが、実は私地元におりまして、よく事情をわかつておる者なんです、非常に心配になることがありまして、それについてひとつ大臣のお考えを伺いたい。このことは、私個人としてはなしに、たくさんさんの地元民が非常にいろいろ危惧を持つておりまして、今日してなお迷ひに迷つておるやうな状態でありまして、こういう人たちの危惧に對する一つの大きな解決ともなる考へるのでありますから、ひとつ率直にお答えをお願いしたいと思つております。

実は、こういう事実が起きてしまつたのであります。と申しますのは、御承知のように新聞紙上でたいへん騒がれました筑波町長の汚職問題、これがやはり学園都市の土地問題にからんだ汚職でありまして、先ごろ辭職をいたして一応ケリはつたわけでありすが、あつた問題が、摘発はされておりませんが、所々方々にたぐさぐさ起きつたものであります。その中で筑波町長の問題は一番顯著な問題として世の中の人たちもすっかり知ろつた結果になつたのでありますが、先ごろ学園都市の予定地でありまして、東京の大きな財閥等が集まりまして、ゴルフ場をつくる計画を立てたのであります。ごたすたしてゐる間にゴルフ場の設備をすっかり始めてしまつたわけですから、地元の人たちもわれわれはじめ非常に驚いたのであります。自分たちはもう権利があるのだから当然こういうことをやつてもいいという主張のもとにいろいろの設備を始めてしまつた。これに對しまして政府はどういう処置をおとりになるか、それをひとつ伺いたいと思ひます。

○愛知国務大臣 筑波山ろくの研究学園都市につきましては、前にも申し上げましたやうに、政府としても一大決心で当たることになりまして、閣議決定をやつて、四十年からスタートして十カ年間で完成をしたい。そして、それぞれ担当をきめまして、首都圏整備委員会の委員長である立場の建設大臣が本部長と申しますか中心になりまし

て、関係関係の会議とそれから事務当局の會議をつくつておるわけでございます。そして、土地の計画あるいは用地の買収にあたりましては、首都圏整備委員会が中心になり、実施担当としては住宅公団がこの四十年間にも五十数億でございます。たかの予算をもちまして買収に當たることになつておるわけでございます。そういうやうな状態でございますので、私といたしましては文部省と科学技術庁の関係がございまして、大学の移転あるいは増設というやうなことに對して計画を担当いたしておりますので、ただいまお尋ねの点につきましては、ゴルフ場の問題についてどういふやうに処置をするか、どうなつておるかということ、たいへん申し上げておるやうに、担当のほうの意見あるいは経過を徴しまして、後刻御説明申し上げたいと存じます。

○落合委員 そういたしますと、まだ政府のほうには、そういう予定地にゴルフ会社があるような設備をどうん始めていま強行してゐるやうなことは耳に入らないのでございまして、私にはちよつとその点をつまびらかにいたしておりません。したがつて、その点をあわせて後刻御報告申し上げたいと存じます。

実は先月の十一日に研究学園都市の推進本部としては四つの部会を設けまして、そのうちに用地その他の部会が當然あるわけでございますが、文部省、科学技術庁、いずれもその用地関係の部会には入つておりませんものでありますから、ここに詳細な経過を申し上げるだけの用意をしておりませんでしたので、用地部会のほうの担当の向きに聞きまして、あるいは直接に御説明なりお答えをすることにさせていただきますと思ひます。

○落合委員 この問題は小さな問題のやうでありますけれども、実はこれが波及するところが非常に多くて、見るところによりまして、自分の荒れ地にわざわざ苗木を植へまして、そして買収にか

かる場合に用地を高く売ろうとしたり、いろいろな実手への込んだ方法で土地の価格を上げようとしている現状なんであり。でありますから、こういう際には、政府といたしまして緊急に処置をされることが必要だ、こう考えます。

それからもう一つ、県のほうにもいろいろな設備に対する問題を国のほうから依頼されているようでありすが、その範囲をちょっとお聞きしたい。

○渡海委員 速記停止。

〔速記中止〕

○渡海委員 速記を始めて。

○落合委員 いままで学園都市の問題につきまして、地元のいろいろな関係者が参りまして、陳情したりするものですから、この委員会でも再三質問を申し上げたのですが、きょうは幸い大臣がおいでになっていて、はつきりした御答弁をいただけると思っております。計画とかそういうことばかりでもうすでに一年か二年たつてしまつて、その点非常に心配になるものですが、質問をするようなわけであり。午後また引き続いてお願いをいたします。

○渡海委員 国立学校設置法等の一部を改正する法律案及び国立養護教諭養成所設置法案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

川崎(寛)委員 最初に国立養護教諭養成所の問題について、こまかい技術的な質問でありますけれども、お尋ねしたいと思ひます。

それは現在一級免許状、それから二級免許状を持たないで養護教員の仕事をやっておる、つまりこれは県によって呼び方がいろいろ違ひます。鹿児島の場合ですと、養護婦、こういうふうになつておりますが、このいわゆる一級免許状、二級免許状を持たない養護婦が現在全国で何ぼおるかお尋ねいたします。

○杉江政府委員 三千九百八十四人でございます。

○川崎(寛)委員 それで、前に法改正がありましたが、三十六年の六月の八日でありすが、このときの法改正で、養護婦の職にあった者が二級免許状を取得できるようになる。それまでの在職の期間、あるいはそれまでの間にとった単位が十分に計算に入るといふつもりで措置した果が相当にあつたわけでありすが、これは文部省のほうから非常にきびしい達しがあつて、法そのものの解釈を進められたために、鹿児島の場合ですと、約百五十人の養護婦が、二級免許状を取得する基礎資格というものが得られなかつたわけであり。この点について、今回の国立養護教諭養成所の設置に伴ひまして、免許法の改正も当然に行なわれてまいっているわけでありすが、この出された資料に新旧の対照表がございます。

が、この中で教職員免許法の別表六の二の二、ここに新しく二級普通免許状の項に掲げる基礎資格を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。というふうな改正が予定されておるものでありますけれども、この「文部省令で定めるもの」というものの内容を御説明願ひたいと思ひます。

○杉江政府委員 いままでのたてまえからいいますと、臨時免許状を取つた日以後の期間が認められるわけでありすが、今回の改正によりまして、それ以前実質的に養護教諭の仕事を行なつていた期間を新たに基礎資格の中に算入する。そういうことではいままでの懸案をこれによつて解決をしたい、かように考へておるわけであり。○川崎(寛)委員 それで大体救済されるのは全国でどのくらいありますか。

○杉江政府委員 養護職員の相当部分はその恩典を受けるわけでありすが、ただそれによつて資格をとることになるかどうかという實際問題になりますと、勤務地の関係とか、本人の希望とか、いろいろなことがありまして、実際に資格をとるかどうかという問題はまた別なんですけれども、一応四千人中の大多数がその特典を受けるわけであり。○川崎(寛)委員 それでは次に、国立学校設置法等の一部を改正する法律案についてお尋ねしたいと思ひます。

大臣の提案理由の中に、「昭和四十一年度以降の大学入学生志願者の急増に対処する国立大学の拡充計画の一環」といふふうになつておるわけでありすが、今回の国立学校設置法等の一部改正で、具体的に何ぼ定員増になるわけであり。○杉江政府委員 国立について申し上げますと、三千三百九十四人でございます。

○川崎(寛)委員 そういたしますと、それはこの設置法そのものですか。そうじゃなくて、設置法そのものに關係なく、定員増になるところもあるんじゃないですか。

○杉江政府委員 入学定員は設置法とは直接關係がございせん。關係がございせんという言ひ方は適切でないかもしれせん、設置法におきましては、大学学部等の設置が規定されておりますが、教員定員または事務職員の定員等については、文部省設置法の中で規定されることになりまして、それを見て、どれだけ生徒を増募するかということは、予算上の措置によつて実施するわけであり。

○川崎(寛)委員 当初の大学急増計画については、大学で四千、それから短大で四百、計四千四百であったと思ひます。しかしいまの局長の答弁では三千三百九十四、こういうふうになつて減つておるわけでありすが、この中で法文系と理工系の急増はどうなりますか。

○杉江政府委員 概数で申し上げますと、国立につきましては理工系が約四割、人文、社会系その他が約四割でございます。

○川崎(寛)委員 数字で言つてください。三千三百九十四がどうなるか……。

○杉江政府委員 国立について言ひますと、少しこまかくなりますが詳細に申し上げます。人文系と社会系に一応分けますと、人文系が六

十五人、社会系が千二百八十五人、理工系が千九百七十四人、その他が七十人、合計三千三百九十四人、こういうことになります。

○川崎(寛)委員 教員養成大学關係はどうなりますか。

○杉江政府委員 教員養成につきましては、実は四十年年度においては入学定員の減の措置をいたしたのであります。これはいままで将来の需要を見越して控え目に實際学生を採用しておつたという状態に即して、それに合わせる必要と考へて千百名程度の入学定員の減をいたしましたのであります。いわば形式的な定員減ではありますけれども、そのような措置を実施したのであります。そういうことと関連いたしまして、四十年年度のいわゆる志願者急増に対処する対策の数字から一応はずして措置いたしておるのであります。

○川崎(寛)委員 教員養成關係の分につきましては、ただいま局長から答弁のように減になつておるわけでありすが、これは昨年の九月でありましたか、十月でしたか、学生定員並びに教員定員減の計画が各大学に通達されておる。その需給計画に見合つた児童生徒の数とそれに見合つた教員並びに学生定員の減ですね。それについてのその通達をされたこまかい資料をひとつ、これからあと教員養成の大学關係の議論をいたしますのにぜひ必要だと思ひますから、ひとつ資料として提出していただきたいと思います。

杉江政府委員 承知いたしました。通達として正式に出しておるわけじゃございせん。ただ明年年度予算実施に關連いたしまして減になつた数字で、各大学別に予定しております入学定員はございまして、その資料は提出したいと思ひます。

○川崎(寛)委員 当初短大を含めまして四千四百の学生定員の増を予定いたしておりましたのが、先ほどの答弁で明らかのように、三千三百九十四、こういうふうになつておるわけであり。さらに公立大学のほうでも千六百の予定が四百七十に減つておると思ひますが、その点はいかがでありますか。

○杉江政府委員 減っております。でございます。

○川崎(寛)委員　そういたしますと、昨年の春文部省が大学急増として十万の計画を出したわけでありました。昨年の通常国会で本委員会におきましても、大学急増は四十年、四十一年、こうなつてくればたいへんな社会問題になるから、この点については具体的な資料を出して委員会で討議ができるようにせよ、こういうことを前の灘尾文部大臣に私は要求したわけでありました。そしてこの委員会の審議について、そのときに私は疑問を出したわけでありました。この国会全体を通じてでありましたが、委員会の審議が最終的に固まつた政府の案を出してきて事後承認をしてくれ、こういうかっこうになつておるのが今日までの委員会の審議の実際の姿であります。

そこで、十万人増募の計画が六万七千五百に減り、さらには先ほど局長が答弁されたように、国立大学で減り、公立大学でがた減りをし、私立大学が減る。そういたしますと、四十年、四十一年含めまして六万七千五百の大学急増の計画というのがすでにがたがたにくずれておるわけであります。その実態をひとつ示していただきたいと思ひます。

○杉江政府委員 六万七千五百の四十年、四十一年度のこの計画は、私はまだ全面的に崩壊したとは考えておりません。この計画は、もちろん今後の四十年度におきます入学志願状況、収容状況等を勘案してこの計画も再検討する数字ではございませんけれども、しかし一応立てました六万七千人の計画が大幅に崩壊したということは必ずしもいえないと思います。と申しますのは、ことし四十年度は四千四百という計画を一応立てましたが、それは諸般の事情でこの四千四百が相当減るわけでございます。しかし四十年度の入学志願者の実際の伸びとそれから四十一年度における入学志願者の伸び、これは予想でございますけれども、その比率からいいますと大体本年度程度で、ほぼその比率からいいますと適当な数字だということもいえるわけであります。と申しますのは、いままでの計

画では、四十年、四十一年度のこの六万七千を消化する比率を四、六の割合で考えていたのであります。しかし実際の志願者の伸び率は三、七に大體考えられるのであります。今回の實際増募する数字は、その三、七という考え方に立てばほぼ適当な数字でございまして、その意味で、当初考えました四十年度にある程度前向きでやるという考え方はとり得なかったのでありますけれども、この六万七千という全体を消化するやり方として、は、必ずしも私は不適当だともいいがたいと考えております。そういう意味におきまして、なお今後全体の計画は十分再検討し、適切な計画を立てなければなりませんけれども、六万七千という当初見込みについては、不十分ながらもまあよいところへいっていると考えております。

○**川崎(寛)委員** 頭が悪いのでさっぱりのみみぬけないのでありますけれども、それでは具体的にお願いします。六万七千五百のうち今年度が予定は二万六千幾らですね、ところがそれが国立と公立と両方でもうくずれておる、私立でもくずれておる。そして現実には一万八千程度しか増にならぬい、こういうふうには私は見ておるわけでありまう。その点いかがでありますか。

○愛知国務大臣 御質問の点につきまして私からもちょっとお答えしたいのであります。そもそもいまお示しありましたように、最初十万というようなことで、これはいわば腰だめの一つの数字が出ましたことは事実でございます。しかし大学の志願については実に捕捉しにくい人間の自主的な志願ということでございますし、それから中身にわたりましたも、高校の新しい卒業生は的確につかめますけれども、たとえば浪人が一体どのくらい志願するかということも、これはなかなか捕捉したいわけでございます。そこで私も就任以來いろいろの角度から検討いたしてみまして、ほぼ六万七千というようなところが大体従来からのいろいろの傾向値、趨勢等を勘考し、そしてそれに実数をかけ合わせてみますと、まず六万七千というくらいところが最大限の計画の可能な限度

ではなからうかと考えたわけでございます。しかし、今度は逆に大学の資質の向上ということもあり、それから教職員の充実ということもございまして、それから、当然予算の関係もあり、また私学のいろいろの計画もあるということをごらんいただき、詰めてまいりまして、現状のような計画に落ちつかざるを得なかったわけであります。それをただいま局長が申しましたように、その六万七千を基点にして考えた場合に、大体四十年度に四、四十一年度六というくらいの大ざっぱな比率で当時考へましたが、これは現状をもつていたしますと、三対七くらいの割合で、四十年度は三、四十一年度を七という比率で処理せざるを得ない、そこで、四十一年度の問題というものがまあ率直にいつてこれはいへんな問題であると考えております。そこで、いろいろの御批評はございますけれども、実は私も、この大学の問題、特にその中に包蔵されておる私学の問題というのは非常に大事な問題であり、かつ緊急を要する問題でもございますので、各方面の権威者の御意見も十分伺つて本質的な問題も究明しなければならぬ、また暫定的、当面の措置も講じなければならぬ、また暫くで調査会の設置をお願いいたしておるようなわけでございます。しかもこれについては、たとえれば財政上の問題にいたしても、ただ単に補助、助成だけではなく、税制上の問題なんかに私も私としてはこうありたいと思うことが一ぱいあるわけでございますが、そういう点もいままでもまだ解決のできなかったこともたくさんありますが、それらを総合的に四十年、本年のできれば上半期から秋くらいにかけて何とか一つの線をまとめてまいりたい、同時に、四十一年度の定員増については、四十年度の実績がもう少しいたしますと正確につかめるわけでございますし、志願者に対して入学者の比率が一体どのくらいになっているか、これも正確につかめるわけでございますから、これを十分頭におきまして四十一年度に対処していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 四十年度がくずれていったその経過についてはいま大臣並びに局長のほうから御答弁があったわけでありますが、そういう状態で大学に押し寄せる。しかも、こしは高等学校の在学者数は史上最大であろう、こういうふうにいわれておるわけであります。こまでくずれてしまった状態の中で、ただいま大臣は浪人の把握がなかなか困難である、こういうふうに言われたわけでありますけれども、たいへんな、おそらく十五万をこす浪人集団が生まれると思うわけであります、この中で四十一年度は何とかする、何とかしたい、こういうお気持ちを言われて、その点はわかるのであります。しかし根本的に今日政府を構成しております自民党の委員の方が少なくなりましたので、この点審議をしていきますについても残念であります、自民党の文教部会が、大学生の急増は教育の質的低下を招く、こういうことで自民党文教部会あるいは文教調査会から申し入れがあって、十萬の線が七萬五千にくずれ、さらには、具体的には四十年度假予算の中で消化をしなればならない四千四百という線も三千四百程度でとまらざるを得なかった、こういうふうになってまいったと思うのでありまけれども、その文部省に対して申し入れをしてまいりました自民党文部会が結論から言いますならば、今日の大学急増はあまりやるべきでない、そういう申し入れを文部大臣としてはどう受けとめ、どう消化されたのでありますか、その点の具体的な方針をお示し願いたいと思います。

○愛知国務大臣 この問題につきましては、いろいろの意見がございますことは世上いろいろ伝わっているのとおりでございます。たとえば雇用者側からのいろいろの意見というものも出ております。たとえばその中には何も大学急増、急増といつて粗製乱造の大学生をつくるばかりが能ではないかというような、平たくいえばそういう御議論もございます。文教調査会あるいは文教部会でもいろいろな点から真剣に検討していただいたわけでございます。しかし、あらためて与党のそう

いった会議から文部大臣に対して、こういうふう
にせよという、ようなお申し入れを数字をあげて
いただいているというような事実はございません
。十分にわれわれとの意見も開陳し、あるいは
各方面からのいろいろの意見を総合いたしまして
落ちつきましたのが現在の四十年の計画でござ
います。四十一年度については、先ほどる申し
上げましたような考え方について、与党の文教関
係の方々には全面的な御賛成を得ている、これが
真相でございます。

○川崎(寛)委員 ただいま労働力の問題を言われ
ましたが、この点については私は委員長にお願
いをして、後ほど、これは国立学校設置法の審
議と関連をいたしますきわめて重大な問題であ
りますので、労働省側もおいでを願って、所得倍増
計画の中におけるマンパワーポリシーとしてのこ
の点については、昨年の九月労働省と文部省との
間でいろいろと議論があったわけでありますが、
その点についてはさらに審議を願いたい。それで
なければ今回の大学急増の問題についても、ある
いは国立学校設置法の問題についても、簡単に了
承できない点があるわけであります。

そこで、ただいま大臣のほうからは、自民党文
教部会からはあまりふやす必要はない、という
申し入れはなかった、こういうふうな受け取れた
のでありますが、自民党文教部会あるいは調査会
のほうから、大学急増を、つまり十萬を七萬五千
にとめる、さらにはそれが国立関係あるいは公立
関係において減ってくるという過程の中におい
て、自民党の文教部会が了承した、こういうこと
になりますと、大学急増という今日の大きな社会
問題についても、今回の状態に落ちつかざるを得
なかったという点については、与党側と意思が全
く一致している、こういうふうな受け取ってよろ
しいですか。

○愛知国務大臣 そういうふうに御理解いただ
いて間違いないと思います。

それから、実は十萬人ということにつきまして
は、就任と同時に私自身も非常にこの点について

は疑問を持ちましたわけでございます。先ほど、
率直に申しまして、従来のいろいろの傾向値等か
ら見て十萬ということが出ていたことは事実であ
るし、これはいわば、率直に言えば腰だめの研究
の結論であった、こういうふうにお考えいただ
くと、より正確かと思ひます。

○川崎(寛)委員 それでは、昨年の九月法文系と
理工系の問題についてのいろいろなやりとりが
あるわけです。この点も少しこまかに審議してもら
いたい。委員長のほうであらためてそういう機会
をつくっていただけるかどうかということ、委
員長にお尋ねいたします。

○渡海委員長 理事会で談合の上善処いたしま
す。

○川崎(寛)委員 では質問はあとに……。

○渡海委員長 午後二時より再開することとし、
この際暫時休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十年三月二十日印刷

昭和四十年三月二十二日発行

衆議院事務局印刷者 大蔵省印刷局